

奈良県児童福祉施設条例施行規則及び奈良県立登美学園長及び奈良県立筒井寮長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十号

奈良県児童福祉施設条例施行規則及び奈良県立登美学園長及び奈良県立筒井寮長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

(奈良県児童福祉施設条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県児童福祉施設条例施行規則（平成十五年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

奈良県立登美学園	入所六十五人
奈良県立筒井寮	入所五十四人

を

奈良県立藤の木

学園
ち短期入所十四人

に改める。

(奈良県立登美学園長及び奈良県立筒井寮長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 奈良県立登美学園長及び奈良県立筒井寮長に対する事務委任規則（平成十五年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

奈良県立藤の木学園長に対する事務委任規則

本則中「奈良県立登美学園及び奈良県立筒井寮」を「奈良県立藤の木学園」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。